



「筍」

TAINS だより春号をお届けします。
 今年は、落ち着いた天気ですmoothに確定申告期を終えられたものと思います。
 TAINS6がリリースされ半年近くたち、順調に稼働しておりますが、今後もっと利用しやすいように改良していきたいと思っておりますので、より一層のご愛顧くださるようよろしくお願いいたします

一般社団法人日税連税法データベース
 蓮間 好一

Contents / 目次 2019 春号
 VOL25 No.218

- TAINS 役員が語る活用法 ————— 2
 日税連税法データベース 専務理事 高橋 誠
- 特別寄稿 平成31年度税制改正のあらまし ——— 5
 東京税理士会 中島 孝一
- メールニュース (2019年1月~2019年2月収録) ——— 17
- DB収録情報、会員数 ————— 21
- TAINSの案内、申込書 ————— 22

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
 (消費税担当)



もろ君
 (諸税担当)



ちーちゃん
 (地方税担当)



あいちゃん
 (相続税担当)



ほう君
 (法人税担当)



ところ君
 (所得税担当)

TAINS 6

TAINS 役員が語る活用法

日税連税法データベース 専務理事 高橋 誠

1. はじめに

今回は TAINS が誇る目玉コンテンツの一つである行政文書の検索の仕方をご紹介します。

TAINS に収録されている行政文書は、「全国国税局長会議資料」や「資産税審理研修資料」、「課税処分に当たっての留意点」など情報公開法による開示情報として取得した課税庁の内部資料が中心となっており、平成 31 年 4 月 4 日現在 1,605 件（主な行政文書は次頁の表 1 参照）の情報が収録されています。これらの中には、

- ・平成 30 年 5 月に開催された全国国税局長会議で配付された課税部の調査パフォーマンス向上に向けた取り組みに関する資料（TAINS キーワード「H300531 国税局長会議」）
- ・調査担当者が調査事案の争点や課税要件の整理・検討を行うために作成する「争点整理表」作成のポイント（TAINS キーワード「H250400 課税処分留意点」）
- ・東京国税局管内の税務訴訟の判決を国税局視点でまとめた判決速報（TAINS キーワード「判決速報」）など税務調査への対応を考える上で非常に興味深い情報も数多く掲載されています。

TAINS6 では、情報区分に「行政文書」を追加し、さらに行政文書専用のキーワード検索窓を追加したことにより、目的の行政文書を効率的に探し出せるようになりました。

2. 行政文書専用のキーワード検索窓を使った行政文書の検索方法

行政文書として収録されている情報に登録された TAINS キーワードに対し直接検索をかけます。検索結果として表示される情報はすべて行政文書であり、他の情報区分のものが含まれていないため、目的の行政文書をより効率的に探し出すことができます。

行政文書専用のキーワード検索窓を使った検索の手順は以下の通りです。なお、画面イメージ及び機能は執筆当時のものを前提としています。

- ① ログイン後の検索トップ画面で、検索の虫メガネボタンの下にある、「TAINS コードなど、細かい条件を指定して検索」の文字をクリックします。



- ② 表示された「判決・裁決の検索条件」エリアの下部「行政文書を探す」のキーワード入力窓にキーワードを入力（②-1）し、検索ボタンをクリック（②-2）（「調査に生かす」というキーワードを例に検索してみます。）



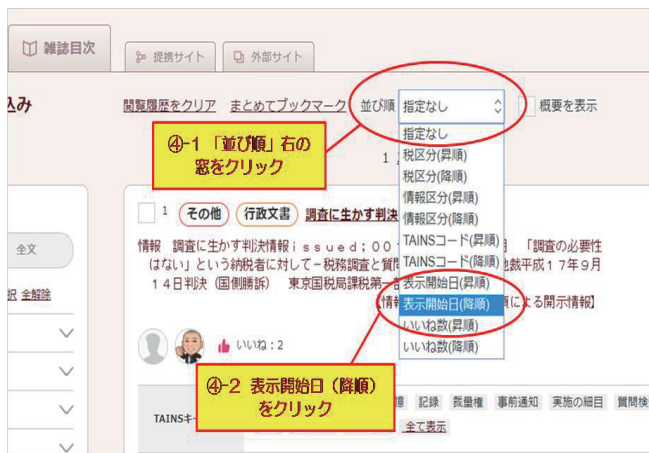
- ③ 「調査に生かす」をキーワードに行政文書を検索すると、税区分その他（具体的な税目に属さないもの）の中で 108 件（執筆時点）の情報がヒットしました。



④ 検索結果件数が多い場合に、検索キーワードを追加して絞り込む方法もありますが、画面上部の「並び順」を使って検索結果の並び替えを行い必要な情報に近づく方法もあります。

検索結果を表示開始日の新しいものから順に並び替える手順は以下の通りです。

- ④-1 「並び順」右の窓（操作しない状態で「指定なし」と表示された部分）をクリック
- ④-2 表示されるプルダウンリストから「表示開始日（降順）」をクリック



⑤ 一番上に平成 30 年 4 月の情報が表示されました。表示開始日（降順）で並び替えると新しい情報から順に確認して行くことができます。



なお、並び順の種類は表示開始日の他に「いいね数」なども用意されています。目的に応じて使い分けことができます。

- 指定なし
- 税区分(昇順)
- 税区分(降順)
- 情報区分(昇順)
- 情報区分(降順)
- TAINSコード(昇順)
- TAINSコード(降順)
- 表示開始日(昇順)
- 表示開始日(降順)
- いいね数(昇順)
- いいね数(降順)

3. 今後の課題

現在の TAINS では検索キーワードとして入力した語句に一致しないものは検索結果として表示されません。今後の課題として、AI 技術の活用等によりキーワードが直接ヒットしなくても、求める検索結果が得られるような検索システムの実装が挙げられます。少しお待ちさせるかもしれませんが、皆様の期待に応えられるよう常に進化する TAINS でありたいと考えています。

4. 最後に

TAINS に収録されている行政文書の中には、ユーザーの皆様から寄せられた情報を基に開示請求を行い取得したものが多く含まれています。税理士実務に役立つ文書をご存じの方は情報提供にご協力をお願いいたします。

(表 1) 主な行政文書

	文書名	TAINSコード例	検索ワード
1	全国国税局長会議資料	H300531 国税局長会議	全国国税局長会議
2	全国国税局調査室長部長会議資料	H301003 重要部長会議	全国国税局調査室長部長会議
3	全国国税局課長部長会議資料	H300528 課長部長会議	全国国税局課長部長会議
4	全国国税局徴収部長会議資料	H300920 徴収部長会議	全国国税局徴収部長会議
5	全国国税不服審判所長会議資料	審判所長会議H300907	全国国税不服審判所長会議
6	個人課税確定申告期管理事務連絡会資料	H301129 管理事務連絡会資料	管理事務連絡会
7	譲渡所得・贈与税の申告に当たっての注意点 東京国税局作成	譲渡所得・贈与税申告の注意点H3000	譲渡所得・贈与税申告の注意点
8	裁決書起草の手引	裁決書起草の手引H1403-1-0	裁決書起草の手引
9	課税関係訴訟事件判決速報	判決速報1488	判決速報
10	調査に生かす判決情報	調査に生かす判決情報041	東京国税局調査に生かす判決情報
11	調査に生かす裁決事例等	調査に生かす裁決事例等28-02	調査に生かす裁決事例
12	資産税管理研修資料	資産税管理研修資料H300700	資産税管理研修資料
13	個人課税関係研修教材 更正の請求	更正の請求H170700-01-00	個人課税関係研修教材
14	特別国税調査官会議資料	H280728 特別国税調査官会議	全管特別国税調査官会議
15	調査における法的知識 わかりやすくマンガで解説	調査における法的知識H170600-00	調査における法的知識
16	重要判決情報	重要判決情報H281100	重要判決情報
17	税務調査の法的知識(国税庁)	税務調査の法的知識S480100-00	税務調査の法的知識
18	法人・個人事業者の実態に関する有識者アンケート	税務大学校アンケートH160200-00	税務大学校アンケート
19	税務調査手続等研修資料(国税庁)	税務調査手続等研修H240700-01	税務調査手続等研修
20	課税処分当たりの留意点	H250400 課税処分留意点	課税処分留意点
21	意見聴取マニュアル	意見聴取マニュアルH170100-00	意見聴取マニュアル
22	税務行政監察結果報告書	税務行政監察結果報告書H121200-00	税務行政監察結果報告書
23	部内国会質疑応答事例	部内国会質疑応答事例020	部内国会質疑応答事例

平成31年度税制改正のあらまし

東京税理士会 中島 孝一

消費税率の引上げに伴う対応、デフレ脱却と経済再生の実現等の観点から、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の拡充、個人の事業用資産についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設、試験研究を行った場合の税額控除制度の見直し、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置が講じられた。

本稿では、主として税理士の中心的な関与先である中小会社に関連した項目について、改正内容の確認を行う。

[1] 個人所得課税

1 住宅ローン控除の特例の創設

令和元年 10 月の消費税率引上げに際し、需要変動の平準化に万全を期すため、個人が住宅の取得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合の住宅の取得等に限り）をして令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供した場合において、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設される（措法 41^⑬他）。

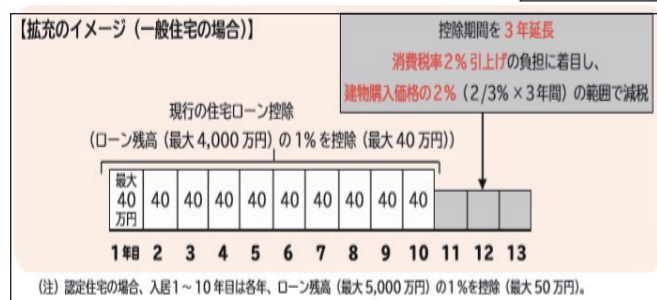
本特例は、適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用ができる。

なお、適用年の 1 年目から 10 年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除については、現

行と同様の金額が控除できる。

控除期間	適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の控除限度額
3 年間延長 (10 年間⇒13 年間)	次のいずれか少ない金額が控除限度額になる（一般住宅の場合）。 ① 住宅借入金等の年末残高（上限 4,000 万円）× 1% ② 建物購入価格（上限 4,000 万円）の 2/3（2% ÷ 3 年） ※ 認定住宅の場合には、上記の上限が 5,000 万円になる。

財務省資料



2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する措置
所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の場面において、所有者を特定するため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施の障害になっていたことから、そのような状況を解消するための税制上の措置として、次の優遇措置が設けられる。

(1) 優良住宅地の造成等

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得（2,000 万円以下の部分）の特例の適用対象に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定により行われた裁定に係る裁定申請書に記載された事業を行う事業者に対する次に掲げる土

地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る）で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものが加えられ、令和元年6月1日以後の譲渡から適用される（措法31の2・附則34）。

イ 当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地又はその土地の上に存する権利

ロ 当該裁定申請書に添付された事業計画書に係る計画に記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又はその土地の上に存する権利

(2) 収用等

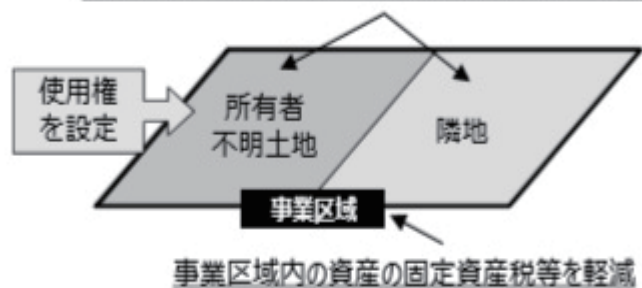
令和元年6月1日以後に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定に基づいて資産が収用され、補償金を取得する場合には、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等が適用される（措法34・附則34）。

(3) 固定資産税の軽減

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する一定の事業区域内の資産について、固定資産税等の課税標準が5年間3分の2に軽減される令和3年3月31日まで）。

国土交通省資料

土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率を軽減



3 空き家の3,000万円控除の拡充及び延長

居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、適用対象となる被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の範囲に、被相続人の居住の用に供することが

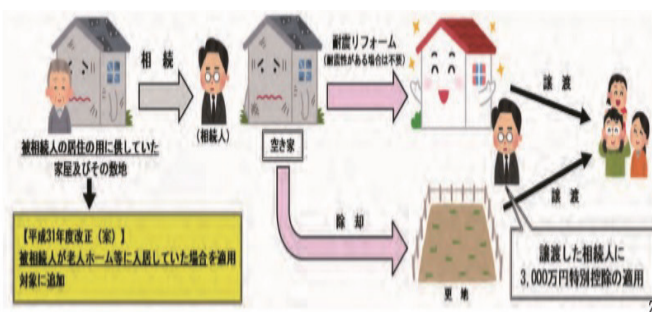
できない一定の事由（以下「特定事由」という）により相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（一定の要件を満たす場合に限る）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前に当該被相続人の居住の用に供されていた家屋及び当該家屋の敷地の用に供されていた土地等が追加されるとともに、その適用期限が令和5年12月31日まで4年延長された（措法35④）。

上記の一定の要件は、次のとおりである。

- ① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと。
- ② 被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

なお、上記の改正は、平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用される（附則34）。

財務省資料



4 NISA制度の見直し

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置が講じられた（措法37の14）。

(1) N I S A口座保有者の出国に伴う対応

現行制度では、N I S A口座保有者が海外転勤等により一時的に出国する場合には、既にN I S A口座で保有している商品は課税口座に払い出されることになり、また、帰国後においても、一旦課税口座に払い出された商品はN I S A口座に戻すことはできない。

しかし、改正後は、海外転勤等により一時的に出国する場合においても、5年以内に帰国する場合に限り、引き続きN I S A口座での保有が可能になった。

なお、上記の改正は、平成31年4月1日以後に出国する個人について適用される（附則37）。

(2) 非課税口座開設の年齢要件の引下げ

個人が非課税口座を開設することができる年齢要件が、その年1月1日において18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられる。

なお、上記の改正は、令和5年1月1日以後に設けられる非課税口座について適用される（附則37）。

(3) ジュニアN I S Aの見直し

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアN I S A）について、未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件が、その年1月1日において18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げられる（措法9の9・37の14の2）。

なお、上記の改正は、令和5年1月1日以後に設けられる未成年者口座等について適用される（附則38）。

5 仮想通貨に関する所得税の取得価額の計算方法の明確化

個人が保有する仮想通貨につき、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその

算定の基礎となるその年12月31日において有する仮想通貨の価額は、その者が仮想通貨について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合等には、一定の方法により評価した金額）とするほか、仮想通貨が棚卸資産の範囲から除外された（所法2・48の2）。

6 ふるさと納税に係る返礼品の見直し

個人住民税における都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、次の見直しが行われる（地法37の2・314の7）。

- ① 総務大臣は、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - イ 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
 - ロ イの都道府県等で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県等
 - (イ) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - (ロ) 返礼品を地場産品とすること
- ② ①の基準は総務大臣が定める。
- ③ 指定は、都道府県等の申出により行う。
- ④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合には、指定を取り消すことができる。
- ⑤ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- ⑥ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

なお、上記の改正は、令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用される。

7 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、次の措置が講じられる。

(1) 個人住民税の非課税措置の範囲の拡充

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合は除かれる）が、個人住民税の非課税措置の対象に加えられた（地法 24 の 5・295）。

（注 1）上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるものとする。

（注 2）上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(2) 個人住民税の申告書等への記載

個人住民税の申告書・給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記 (1) の者に該当する旨の記載をし、申告することとする等の所要の措置が講じられる（地法 45 の 2・317 の 2）。

(3) 適用時期

上記 (1)・(2) の改正は、令和 3 年度分以後の個人住民税について適用される。

[2] 資産課税

1 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

① 制度のあらまし

認定相続人（個人事業者の後継者）が、平成 31 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの間に、相続等により特定事業用資産を取

得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税が猶予される（措法 70 の 6 の 10）。

なお、上記の用語の意義は、次のとおりである。

用語	用語の意義
認定相続人	承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいう。
特定事業用資産	被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く）の用に供されていた土地（面積 400 ㎡までの部分に限る）、建物（床面積 800 ㎡までの部分に限る）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいう。
承継計画	認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に都道府県に提出されたものをいう。

② 猶予税額の計算

猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様である（下記 (4) の計算例参照）。

③ 猶予税額の免除

イ 全額免除

次の場合には、猶予税額の全額が免除される。

(i) 認定相続人が、その死亡の時まで特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合

- (ロ) 認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合
 - (ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合
 - (ニ) 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度（下記(2)参照）の適用を受ける場合
 - ロ 一部免除

次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部が免除される。

 - (イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合
 - (ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合
 - (ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき
- ④ 猶予税額の納付
- 次の場合には、猶予税額を納付しなければならない。
- イ 認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付する。
 - ロ 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する。
- ⑤ 利子税の納付
- 上記④により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税（年3.6%）（利子税の特例（貸出約定平均利率の年平均が0.6%の場合）を適用した場合には、年0.7%）を併せて納付する。
- ⑥ その他
- イ 被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない。
 - ロ 認定相続人は、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。
 - ハ 認定相続人が、相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、当該認定相続人が当該会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予が継続される。
 - ニ 被相続人に債務がある場合には、特定事業用資産の価額から当該債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度における資産管理会社要件を踏まえた要件を設定する等の租税回避行為を防止する措置が講じられる。
 - ホ この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができない。
 - ヘ その他非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準ずる措置のほか所要の措置が講じられる。
- (2) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設**
- ① 制度のあらまし
- 認定受贈者（個人事業者の後継者）（18歳（令和4年3月31日までの贈与については、20歳）以上である者に限る）が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税が猶予される（措法70の6の8）。

② 相続時精算課税の適用

認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。

③ 猶予税額の納付・免除等

猶予税額の納付・免除等については、相続税の納税猶予制度と同様である。

④ 贈与者の死亡に伴う相続税の納税猶予制度への移行

贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算する。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

(3) 適用時期

上記(1)及び(2)の改正は、平成31年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される（附則79）。

(4) 制度の留意点

① 後継者である相続人の相続税の猶予税額<ケース1>

日本税理士会連合会の会報である「税理士界」の第1373号(平成31年2月15日)12頁で、相続税の納税猶予税額の計算方法が紹介されていることから、次に掲げる（基本的には、法人版の納税猶予制度と同様である）。

具体的には、相続人Aが後継者・相続人Bが後継者以外の者の場合において、後継者である相続人Aが被相続人から事業用資産2億円と事業用債務3,000万円を引き継ぐと（課税価格1億7,000万円）、猶予税額は3,138万円になることから、納付税額は958万円になるという事例である。

<ケース1> 納税猶予制度の適用を受ける場合

		相続人A	相続人B	合計
事業用資産 (2億円)	宅地	1億円		1億円
	その他	1億円		1億円
その他の財産		3,000万円	7,000万円	1億円
債務 (4,000万)	事業用	△3,000万円		△3,000万円
	その他		△1,000万円	△1,000万円
課税価格		2億円	6,000万円	2億6,000万円
相続税の総額				5,320万円
(あん分割合)		(0.77)	(0.23)	(1.00)
算出税額		4,096万円	1,224万円	5,320万円

○ ケース1における納税猶予税額の計算

		相続人A	相続人B	合計
事業用資産 (2億円)	宅地	1億円		1億円
	その他	1億円		1億円
その他の財産			7,000万円	7,000万円
債務 (4,000万)	事業用	3,000万円		△3,000万円
	その他		△1,000万円	△1,000万円
課税価格		1億7,000万円	6,000万円	2億3,000万円
相続税の総額				4,240万円
(あん分割合)		(0.74)		
算出税額		3,138万円		

○ ケース1における各相続人の相続税額

	相続人A	相続人B	合計
相続税額	4,096万円	1,224万円	5,320万円
納税猶予税額	3,138万円		3,138万円
納付税額	958万円	1,224万円	2,182万円

② 事業用資産である宅地について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合<ケース2>

事業用資産の納税猶予制度は、小規模宅地等の特例と選択適用になっているため、事業用資産に係る納税猶予制度の適用を受けず、小規模宅地等の特例の選択した場合において、相続人Aと相続人Bの相続税額は、次のようになる（上記①の「税理士界」の第1373号(平成31年2月15日)12頁を引用）。

相続人Bの相続税額は、小規模宅地等の特例の選択をした場合における相続税額（904万円）と相続人Aが納税猶予制度を適用した場合における相続税額（1,224万円）とを比較すると、小規模宅地等の特例の選択をした場合の方が税負担は少なくなる。そのため、相続人Aが事業用資産等について納税猶予制度の適用を受けようとする場合には、利益が相反する相続人Bとの協議が必要になる場面も想定される。

<ケース2> 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合

		相続人A	相続人B	合計
事業用資産 (2億円)	宅地	2,000万円※		2,000万円
	その他	1億円		1億円
その他の財産		3,000万円	7,000万円	1億円
債務 (4,000万円)	事業用	△3,000万円		△3,000万円
	その他		△1,000万円	△1,000万円
課税価格		1億2,000万円	6,000万円	1億8,000万円
相続税の総額				2,740万円
(あん分割合)		(0.67)	(0.33)	(1.00)
算出税額		1,836万円	904万円	2,740万円

※ 1億円 × 20% = 2,000万円

2 小規模他宅地等についての相続税の課税価格計算の特例の見直し

(1) 特定事業用宅地等の3年縛り

平成30年度改正における貸付事業用宅地等の例にならい、節税を目的とした駆け込み的な適用など、本来の趣旨を逸脱した適用を防止するため、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）が除外された（措法69の4③一）。

上記の「15%」は、本特例の減税効果が宅地価額の概ね15%程度と推計される（相続税の平均的な限界税率に基づく）ことを踏まえて設定された。

<平成31年度改正による規制措置の対象から除外されるケース>

建物（減価償却資産）の価額 2,000万円（15%以上） （1億円（宅地等）×15% = 1,500万円）
宅地等の相続時の価額（1億円）

(2) 事業用資産に係る納税猶予制度との重複適用の排除

被相続人が、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度に係る贈与をしていた場合又は被相続人から相続若しくは遺贈により財産を取得した者が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、当該被相続人に係る特定事業用宅地等については、本特例の適用を受けることができない（措法69の4⑥）。

(3) 適用時期

上記(1)・(2)の改正は、平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用される。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用しない（附則79）。

3 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられた上、その適用期限が令和3年3月31日まで2年延長された（措法70の2の2）。

(1) 受贈者の所得制限

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないことになった。

なお、上記の改正は、平成31年4月1日以

後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用される（附則 79）。

(2) 教育資金の範囲の見直し

教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が 23 歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料が除外されたが、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外されていない。

上記の改正は、令和元年 7 月 1 日以後に支払われる教育資金について適用される。

(3) 贈与者死亡時の残高に対する課税

信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次の①から③いずれかに該当する場合を除く）において、受贈者が当該贈与者からその死亡前 3 年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる。

- ① 当該受贈者が 23 歳未満である場合
- ② 当該受贈者が学校等に在学している場合
- ③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

なお、上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に贈与者が死亡した場合について適用される（附則 79）。

(4) 残高に対する贈与税の課税

教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が 30 歳に達した場合においても、その達した日において上記 (3)②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日

以後については、その年において上記 (3)②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年 12 月 31 日又は当該受贈者が 40 歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。

なお、上記の改正は、令和元年 7 月 1 日以後に受贈者が 30 歳に達する場合について適用される（附則 79）。

4 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については本措置の適用を受けることができないこととされた上、その適用期限が令和 3 年 3 月 31 日まで 2 年延長された（措法 70 の 2 の 3）。

なお、上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用される（附則 79）。

5 民法における成年年齢引下げを踏まえた税制上の措置

(1) 成年年齢の引下げ

相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢が、18 歳未満（現行：20 歳未満）に引き下げられる（相法 19 の 3）。

(2) 税制上の措置

次に掲げる制度における受贈者の年齢要件が、18 歳以上（現行：20 歳以上）に引き下げられる。

- ① 相続時精算課税制度
- ② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例（措法 70 の 2 の 5）
- ③ 相続時精算課税適用者の特例（相法 21 の 9）
- ④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

(特例制度についても同様)(措法70の7他)

(3) 適用時期

上記(1)及び(2)の改正は、令和4年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される(附則23)。

6 民法(相続関係)の改正に伴う税制上の措置

(1) 税制上の対応が必要となった民法(相続関係)の改正事項

平成30年7月に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が公布され、民法の相続に関する規律が見直しされた。

その見直しに伴い、税制上の対応が必要となった民法(相続関係)の改正事項は、「配偶者居住権の創設」と「相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」である。

(2) 配偶者居住権の創設

① 民法(相続関係)の見直し

配偶者居住権とは、残された配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができる法定の権利をいう(民法1028)。

② 相続税法の取扱い

民法(相続関係)の見直しにより、残された配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、法定の権利(配偶者居住権)が創設されたことから、相続税法においても、配偶者居住権等の評価方法が次のように法定される(相法23の2)。

イ 配偶者居住権の評価

ロ 配偶者居住権が設定された建物(以下「居住建物」)の所有権の評価

建物の時価 - 建物の時価 × $\frac{\text{残存耐用年数} - \text{配偶者居住権の存続年数}}{\text{残存耐用年数}}$

× [配偶者居住権の残存年数に応じた民法の法定利率による複利現価率]

建物の時価 - 配偶者居住権の価額

ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利の評価

土地等の時価 - $\left[\text{土地等の時価} \times \frac{\text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}}{\text{存続年数}} \right]$

ニ 居住建物の敷地の所有権等の評価

土地等の時価 - 敷地の利用に関する権利の価額
(注1) 上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。

(注2) 上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。

(注3) 上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。

(イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合

配偶者の平均余命年数

(ロ) (イ)以外の場合

遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数(配偶者の平均余命年数を上限とする)

③ 相続税法の規定における配偶者居住権の評価の計算例

前述の「日本税理士会連合会の会報である「税理士界」の第1373号(平成31年2月15日)」の11頁に、配偶者居住権の評価に係る計算例が掲載されている。

計算例では、二通りのケース(<ケース1>と<ケース2>)が紹介されているが、その相違は、相続開始時における残された配偶者の年齢であり、その年齢の相違が配偶者居住権の評価額に影響を与えることが分かる(「下表の「対

所有権割合) 参照)。

【図表3】配偶者居住権の評価額 <計算例>

項目	ケース1	ケース2
<建物> 固定資産税評価額	500万円	500万円
法定耐用年数	33年(22年×1.5)	33年(22年×1.5)
新築後の経過年数	10年	10年
<宅地> 宅地の相続税評価額	3,000万円	3,000万円
<配偶者> 相続開始時の年齢	70歳	80歳
平均余命年数(女)	19年	11年

項目	ケース1	ケース2
<建物> 建物の所有権	$500万円 \times \frac{(33年 - 10年) - 19年}{(33年 - 10年)} \times 0.57 \div 50万円$	$500万円 \times \frac{(33年 - 10年) - 11年}{(33年 - 10年)} \times 0.72 \div 188万円$
配偶者居住権	500万円 - 50万円 = 450万円	500万円 - 180万円 = 312万円
<宅地> 敷地の所有権	3,000万円 × 0.57 = 1,710万円	3,000万円 × 0.72 = 2,160万円
敷地の利用権	3,000万円 - 1,710万円 = 1,290万円	3,000万円 - 2,160万円 = 840万円
配偶者居住権の評価額	450万円 + 1,290万円 = 1,740万円	312万円 + 840万円 = 1,152万円
対所有権価額割合	1,740万円 ÷ 3,500万円 = 0.50	1,152万円 ÷ 3,500万円 = 0.33

<平均余命年数> (厚生労働省・第22回完全生命表より抜粋)

年齢	男	女	年齢	男	女	年齢	男	女
65歳	19年	24年	70歳	15年	19年	75歳	12年	15年
80歳	8年	11年	85歳	6年	8年	90歳	4年	5年

<配偶者居住権の相続期間に応じた複利年金現価率
(民法404条の法定利率3%)>

存続期間	複利現価率	存続期間	複利現価率	存続期間	複利現価率	存続期間	複利現価率	存続期間	複利現価率
11年	0.72	12年	0.70	13年	0.68	14年	0.66	15年	0.64
16年	0.62	17年	0.61	18年	0.59	19年	0.57	20年	0.54

(3) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

① 民法(相続関係)の見直し

相続人以外の被相続人の親族(子の配偶者等)が被相続人の療養介護等を行った場合には、相続人に対して金銭(特別寄与料)の支払請求

をすることができるようになった(民法1050)。

② 相続税法の取扱い

民法(相続関係)の見直しにより、特別寄与料に係る課税について、次のように取り扱われる。

イ 支払いを受けた特別寄与料に対する課税
特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税される(相法4)。

ロ 特別寄与者の相続税の申告義務

上記イの事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から10月以内に相続税の申告書を提出しなければならない(相法29)。

ハ 支払うべき特別寄与料の額は相続人の課税価格から控除

相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除される(相法13・21の15)。

ニ 更正の請求の特則等における事由の追加
相続税における更正の請求の特則等の対象に、上記イの事由が加えられた(相法31・35)。

[3] 法人課税

1 研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)について、次の見直しが行われた(措法42の4)。

(1) 総額型

総額型について、増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限が法人税額の40%(現行:25%)に引き上げられた(下表参照)。

(2) 高水準型

高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置が講じられた上で、高水準型が総額型に統合された（下表参照）。

(3) オープンイノベーション型

オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等が対象に追加されるとともに、控除上限が法人税額の10%（現行：5%）に引き上げられた（下表参照）。

財務省資料

総額型		＜現行＞
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14% (中小法人：12%～17%)	一般試験研究費に係る税額控除
控除上限	法人税額の25% * 中小法人：10%上乗せ（増加率5%超の場合） * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ（*：高水準型との選択）	
高水準型(30年度末期限)		平均売上金額の10%超の試験研究費に係る税額控除
税額控除率	(試験研究費割合－10%)×20%	
控除上限	法人税額の10%	
オープンイノベーション型		特別試験研究費に係る税額控除
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or30%	
控除上限	法人税額の5%（一般試験研究費とは別枠）	
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 など 	



総額型		＜改正案＞
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：上記割合×(試験研究費割合－10%)×0.5を加算※	
控除上限	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） * 中小法人：10%上乗せ（増加率8%超の場合）※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ※	
※ 平成32年度末までの時限措置 総額型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超 の部分		
オープンイノベーション型		
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or25%or30%	
控除上限	法人税額の10%（一般試験研究費とは別枠）	
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への委託研究のうち、一定のもの ・一定の特定用途医薬品等に関する試験研究 など 	

2 中小企業者等の法人税率の特例の延長

中小企業者等（資本金1億円以下の法人等）の法人税の軽減税率の特例（15%）の適用期限が、令和3年3月31日まで2年延長された（措法42の3の2）。

対象	本則税率	租特税率	
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

3 中小企業投資促進税制等の延長等

(1) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象となる中小企業者を一定の中小企業者とした上、その適用期限が令和3年3月31日まで2年延長された（措法42の6）。

(2) 中小企業経営強化税制の適用期限の延長等

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象となる中小企業者を上記(1)の制度の中小企業者とした上、その適用期限が令和3年3月31日まで2年延長された（措法42の12の4）。

(3) 特定中小企業者等に対する措置の延長等

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限が令和3年3月31日まで2年延長された（措法42の12の3）。

① 対象設備を、認定経営革新等支援機関等が資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小企業者等の経営の改善に特に資することについて確認をした旨の記載がある経営改善指導助言書類に記載されたものに限定する。

なお、上記の改正は、平成31年4月1日以後に取得等をする経営改善設備について適用される（附則31）。

② 適用対象となる中小企業者を前記(1)の制度

の中小企業者とする。

(4) 地域未来投資促進税制の適用期限の延長等

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限が令和3年3月31日まで2年延長された（措法42の11の2）。

- 平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認を受けた事業者がその承認地域経済牽引事業の用に供した機械装置及び器具備品について、償却割合を100分の50（現行：100分の40）に、特別税額控除割合を100分の5（現行：100分の4）に、それぞれ引き上げられた。
- 一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械等の取得価額の合計額の上限を80億円（現行：100億円）に引き下げられた。

4 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

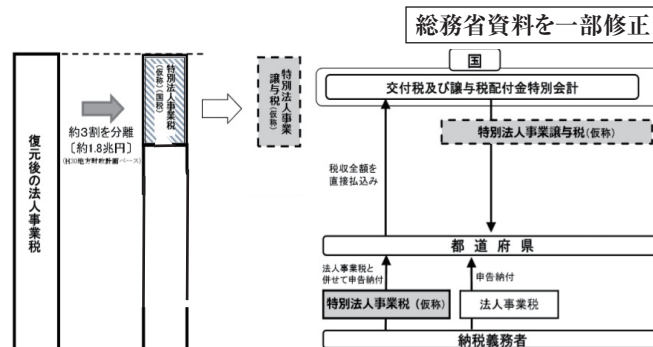
青色申告書を提出する事業者で中小企業者又はこれに準ずる一定の法人であるものうち中小企業等経営強化法の認定を受けた同法の中小企業者に該当するもの（以下「特定中小企業者等」という）が、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和3年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（以下「認定事業継続力強化計画等」という）に係る事業継続力強化設備等としてその認定事業継続力強化計画等に記載された機械装置及び器具備品並びに建物附属設備の取得等をして、その特定中小企業者等の事業の用に供した場合には、その取得価額の100分の20相当額の特別償却ができる措置が講じられた（措法44の2）。

5 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造

の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、ともに持続可能な形で発展することを目指して、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設された（下表参照）

<特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の仕組み>



6 仮想通貨に関する法人税の課税関係の整備

仮想通貨の譲渡損益及び評価方法等について、次のとおり整備が行われた（法法2・61・61の6）。

(1) 収益計上時期

法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益は、一定の場合を除き、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(2) 評価方法

法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち活発な市場が存在する仮想通貨の評価額は時価法により評価した金額とし、その評価益又は評価損をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(3) 信用取引の収益計上時期

法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨信用取引は、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益の額又は損失の額に相当する金額をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(4) 棚卸資産から除外

仮想通貨について、棚卸資産の範囲から除外するほか所要の整備が行われた。

（注）上記の改正は、平成31年4月1日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用される。なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、その有

する仮想通貨及び未決済の仮想通貨信用取引につき確定した決算において評価益又は評価損を収益又は損失として経理していない場合等には、上記 (2) 及び (3) を適用しないことができる等の経過措置が講じられる（附則 12・19）。

[4] 消費課税

1 輸出品販売場制度の見直し

外国人旅行者向け消費税免税制度について、次の見直しが行われた（消法 8）。

(1) 臨時販売場に係る届出制度の創設

7月以内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出品販売場の許可を受けている事業者に限る）が、その設置日の前日までにその設置期間等を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その臨時販売場が輸出品販売場とみなされる。

上記の適用を受けようとする事業者は、あらかじめその納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

なお、上記の改正は、令和元年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用される（附則 1）。

また、上記の承認等については、令和元年5月1日からその申請等が受け付けられる。

(2) 手続委託型輸出品販売場許可申請書

手続委託型輸出品販売場許可申請書について、承認免税手続事業者の承認通知書の写しの添付を要しないこととされた。

上記の改正は、平成 31 年4月1日以後に提出する申請書について適用される（附則 1）。

2 金地金等の密輸に対応するための仕入税額控除の見直し

金地金等の課税仕入れについて、次の見直しが行われた（消法 30）。

(1) 仕入税額控除の要件の追加

金又は白金の地金の課税仕入れについて、当該課税仕入れの相手方の本人確認書類（住民票の写しその他のものをいう）の保存が仕入税額控除の要件に加えられる。

(2) 密輸品であることを知りながら行う課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

事業者が行った課税仕入れに係る資産が、消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物に係るものである場合（当該事業者が、当該消費税が納付されていないことを知っていた場合に限る）には、仕入税額控除制度が適用できないことになった。

(3) 適用時期

上記 (1) の改正は令和元年 10 月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、上記 (2) の改正は平成 31 年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、それぞれ適用される（附則 25）。

[5] 納税環境整備

1 番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置

個人番号又は法人番号（以下「番号」という）が付された証券口座に係る顧客の情報を税務上効率的に利用できるよう次の措置が講じられ、令和 2 年4月1日から施行される。

(1) 証券会社等の口座管理機関の対応

証券会社等の口座管理機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないことになる（通則法 74 の 13 の 3）。

(2) 振替機関の対応

振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないことになったとともに、調書を提出すべき者（株式等の発行者又は口座管理機関に限る）から証券口座に係る顧客の番号その他の情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供するものとされる（通則法 74 の 13 の 3）。

2 情報照会手続の整備

現在、実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律（金商法）の例を踏まえ、事業者等の協力要請規定が整備された（通則法 74 の 7 の 2）。



■TAINSメールニュース No.395 2019.1.10

市街化調整区域内にある宅地及び雑種地の評価
～鑑定評価の合理性～

(平30-03-13 東京地裁 棄却 Z888-2202)

この事案では、工場用地等として同族会社に賃貸している宅地及び雑種地の価額について、原告主張の不動産鑑定士が作成したC鑑定評価書の鑑定評価額によるべきか、被告主張の財産評価基本通達の評価額によるべきかが争われました。

裁判所では、財産評価基本通達の合理性を認めた上で、次のとおり、C鑑定評価書の問題点を指摘し、鑑定評価額が時価であるとか、鑑定評価額をもって特別の事情があると認めることはできないとして、原告の請求を棄却しました。

C鑑定評価書では、地価公示価格等による規準価格が適用しないとされているが、宅地の近隣には、主な用途を工業地とする基準地Dが存在しており、C鑑定評価書における

説明は了解し難い(Dの基準地価格は2万4600円/平米とされており、取引事例1ないし4における価額はこれと比べて著しく低廉である)。

原告らは、宅地は5000平米を超える超広大地であり、規準とすることができる標準地がないとも主張するが、上記基準地の地積は2351平米であるのに対し、取引事例1ないし4の地積は500平米ないし1191平米であり、取引事例1ないし4の方が参照するのに適切であると認めることはできない。

また、取引事例1は、競売によるものであること、雑種地の適切な取引事例として参照された事例の1件は、売り急ぎの事例であることが認められるが、事情補正はされておらず、この点について合理的な説明もされていない。

《検索方法》【キーワード】Z888-2202

(税法データベース編集室：依田 孝子)

■TAINSメールニュース No.396 2019.1.17

損金算入時期／太陽光発電設備とそれを囲む
フェンス・門扉等の減価償却費

(平30-06-19 公表裁決 一部取消し J111-3-12)

本件は、請求人が、太陽光発電設備とそれを囲むフェンス・門扉等を、取得をした事業年度(平成28年3月期)において減価償却費の額を損金の額に算入して申告をしたところ、原処分庁が、これら資産は一体で取得したのであり、平成28年3月期には事業の用に供していないとして更正処分等を行った事案です。

審判所は、太陽光発電設備については、翌事業年度に系統連系のための工事が完了しているため、平成28年3月期に事業の用に供したとは認められないとしましたが、フェンス等については納税者の主張を認める判断をしています。

本件発電システム本体とフェンス等は、物理的に

も機能的にも一体とはいえないから、別個の減価償却資産であると認められる。

請求人は、フェンス等の引渡日から系統連系が行われて売電を開始するまでの間も、発電システム本体への接触による感電等の事故、発電システム本体の盗難や毀損を避ける必要性があり、実際に本件フェンス等はその目的に沿った機能を発揮していたと認められる。

以上によれば、本件フェンス等は、引渡日から、その属性に従ってその本来の目的のために使用を開始されたと認めるのが相当であり、請求人は、本件フェンス等を平成28年3月期に事業の用に供したと認められる。

《検索方法》【キーワード】J111-3-12

(税法データベース編集室：草間 典子)

税理士協同組合の

税理士顧問の
集金は

報酬自動支払制度

税理士顧問の集金は『口座振替』が便利です。

ニーズに合わせて選べる2タイプ

関与先1件から

POST

郵送型

入金管理も楽々

e-NET

ネット型 24時間

資料請求はこちら



報酬自動支払制度 検索 e-NETの集金支援システム特許取得<特許第5117097号>

関与先様の
集金は

My 集金NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介します。

代金回収は口座振替が安心・便利です。

- アパート・マンションの家賃、管理費
 - 駐車場利用料 ●貸しビルテナント料
 - 塾・音楽教室など各種月謝
 - 新聞雑誌の定期購読料や不定期な
- 集金業務を1件からサポートします。

税理士先生へ



ご紹介謝礼としてご利用成約1関与先につき 30,000円お支払いします。

東京税理士協同組合

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館 〒151-0051
<http://www.tozeikyoo.or.jp>

お問合せ
資料請求

0120-155-551

東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス
事務代行社

TAINSメールニュース No.397 2019.1.24
更正の請求／第三者の債権者代位権又は取立権の行使による更正の請求

(平30-06-22 公表裁決 棄却 J111-1-01)

本件は、請求人らが、債務者に対して有する金銭債権を保全するため、原処分庁に対し、当該債務者が行った贈与税の申告について各更正の請求をしたところ、原処分庁が、更正をすべき理由がない旨の各通知処分をしたことから、請求人らが、債権者代位権等を有する者は更正の請求をすることができることは明らかであると主張し、当該各通知処分の全部の取消しを求めた事案です。

審判所は次のとおり判断して、請求人の請求を棄却しました。

贈与税の更正の請求は、納税申告書を提出した者が、その申告により確定した贈与税額の減額を税務署長に対して求める権利であるところ、通則法23

条1項は、更正の請求ができる者を納税申告書を提出した者に限定しているものであり、更正の請求をするか否かは、納税申告書を提出した者の自由意思に委ねられていると解されるから、更正の請求をする権利は、納税申告書を提出した者に認められる行使上の一身専属権に当たるといふべきである。したがって、民法423条《債権者代位権》1項ただし書の規定により、債権者代位の目的から除外されることとなるから、請求人らの主張には理由がない。民事執行法155条1項による取立権も、債務者の一身専属権には及ばないものと解されており、更正の請求をする権利が、納税申告書を提出した者の行使上の一身専属権に当たると解されることは上記で説示したとおりであるから、請求人らの主張には理由がない。

<検索方法> 【キーワード】 J 1 1 1 - 1 - 0 1

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

TAINSメールニュース No.398 2019.1.31
顧客に対し付与したポイントの債務確定は充当時～損金算入時期～

(平29-10-17 非公開裁決 棄却 F0-2-798)

請求人が、顧客の商品等の購入金額に応じて付与したポイントの数に相当する金額を当該付与した日の属する事業年度の損金の額に算入して、法人税等の申告をしたところ、原処分庁が、当該ポイントに関して請求人の負う債務は、これを付与した時に確定しておらず、顧客が当該ポイントを使用した時に確定したなどとして、法人税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が、当該ポイントの付与時には当該債務が確定しているなどとして、その取消しを求めた事案です。

審判所は次のように判断し、請求人の主張を棄却しています。

本件会員は、付与されたポイントについて、ポイント充当の場合は次回以降に商品等の購入をするとき

に、ポイント充当等に使用できることになるのであり、当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、法基通2-2-12に定める1)当該費用に係る債務が成立していること、2)当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること、3)その金額を合理的に算定することができるものであることの三要件の全てに該当することを要するものと解され、請求人が本件ポイントを付与時において、2の要件である具体的な給付原因となる事実が発生しているとは認めることはできない。そうすると、請求人が会員に対して付与したポイントについては、その付与したポイントに相当する金額が、当該付与時に損金算入されるのではなく、ポイント充当等をした日の属する事業年度の損金の額に算入されることとなる。

<検索方法> 【キーワード】 F 0 - 2 - 7 9 8

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

～しっかりした補償で専門家としてのリスク対応を万全に～

税理士職業賠償責任保険 会計参与賠償責任保険

税理士事務所と関与先を守る安心の保険をご案内いたします。

資料請求先 株式会社日税連保険サービス

 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
 電話0120-320-912 FAX 03-5435-0907
 ホームページアドレス <http://zeirishi-hoken.co.jp>



TAINSメールニュース No.399 2019.2.7

区分所有建物の敷地に係る借地権の評価～「特別の事情」の有無

(平29-11-17 非公開裁決 棄却 F0-3-597)

本件は、相続により取得した区分所有建物(7階及び8階部分)の敷地の借地権の持分(本件借地権)について、評価通達2《共有財産》の定めによる評価額は時価を上回る違法があるか否かが争われた事案です。請求人らの主張する評価方法は、借地権の価額に、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則に定める建物階層別利用率(効用比率)を用いる方法でした。

審判所は、次のとおり判断して請求人らの主張を棄却しました。

低層階が高層階に比べて商業活動において優位であり、このため、賃料にも差異が生じることは、程度の差こそあれ、商業地域に存在する商業ビル一般に当てはまること

であり、評価通達の定めに従った評価が、当該相続財産の「時価」を適切に反映していないと認めるべき事情に直ちには当たらない。

また、賃料の収益性に差異があるとしても、当該商業ビルの区分所有者の有する敷地利用権が敷地の借地権の持分である場合には、その区分所有建物が低層階にありと高層階にありと、借地権全体に対して有する持分としての権利の内容は持分割合に応じて均等であり、質的に異なるところはないのであるから、所有する区分所有建物の階層による効用比率をもって借地権について評価通達とは異なる評価を行うことは相当とはいえず、請求人らの主張は採用できない。

《検索方法》【キーワード】F0-3-597

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

TAINSメールニュース No.400 2019.2.14

仕入税額控除／米国アマゾン社の役務の提供に対する支払手数料

(平30-10-19 非公開裁決 棄却 F0-5-219)

請求人は、アマゾンと契約を締結し、アマゾンの日本ウェブサイトにおいて提供されているサービスを利用して、DVD、書籍等を出品し販売する事業を営んでいました。本件は、請求人が、平成27年4月の消費税法の改正により、電気通信利用の役務の提供に係る内外判定基準の見直しがあったが、その法改正以前から、米国アマゾン社は千葉県に物流センター(恒久的施設)を所有しており、その役務の提供は課税取引対象であるとして、平成21年ないし25年課税期間の消費税等の更正の請求をした事案です。審判所は、課税仕入れとなるか否かは恒久的施設を有するか否かではないとして、次のように判断しました。

アマゾン契約に係る役務の提供は、そのサービスがインターネットを通じて行われるものであることからすれば、その役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより判定することとなる。そうすると、アマゾン契約のうち出品サービス及びクリックサービスについては、これらの契約当事者である米国アマゾン社が役務の提供を行うものであり、同社の事務所等の所在地がアメリカ合衆国内にあるから、役務の提供は、国外において行われたものと認められる。他方、FBA(出荷・配送)サービスについては、その契約当事者が日本アマゾン社であることから、その役務の提供は国内において行われたものと認められる。

《検索方法》【キーワード】F0-5-219

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

◆全税共の事業◆

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険	経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
経営者保険総合プラン	定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
経営者スーパープラン	ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
団体所得補償保険	就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
新・団体医療保険	入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン
ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか





TAINSメールニュース No.401 2019.2.21

確認請求／弁護士法23条の2照会に対する報告義務

(平29-06-30 名古屋高裁 一部認容一部棄却 Z999-2167)

弁護士法23条の2第2項に基づく照会(1. C宛ての郵便物についての転居届の提出の有無、2. 転居届の届出年月日、3. 転居届記載の新住所、4. 新住所の電話番号)を郵便事業株式会社(本件会社)に対してした弁護士会である控訴人が、本件会社を吸収合併した被控訴人に対し、主位的に、本件会社が23条照会に対する報告を拒絶したことにより控訴人らの法律上保護される利益が侵害されたと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求め、予備的に、被控訴人が23条照会に対する報告をする義務を負うことの確認を求める事案です。

上告審は、損害賠償は棄却し、報告義務確認請求に関

する部分を原審に差し戻しました。差し戻後の高裁は次のとおり、1～3の報告義務を認めました。

報告を拒絶する正当な理由があるか否かについては、照会事項ごとに、これを報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲となる利益との比較衡量により決められるべきである。照会事項1ないし3については、23条照会に対する報告義務が郵便法8条2項の守秘義務に優越し、同4転居届記載の電話番号については、同項の守秘義務が23条照会に対する報告義務に優越すると解するのが相当である。したがって、被控訴人には、照会事項1ないし3について、控訴人に報告すべき義務があるというべきである。

《検索方法》【キーワード】Z999-2167

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.402 2019.2.28

貸付金債権の評価～債務者である法人を相続開始後に解散した場合～

(平21-03-16 非公開裁決 棄却 F0-3-245)

この事案は、審査請求人が、相続財産である貸付金の価額を、債務者であり、かつ被相続人が代表者であった各法人を相続開始後に解散して回収した金額として申告したところ、原処分庁が、相続開始日における元本の価額で評価すべきであるとして更正処分等をしたことから争われたものです。

審判所では、その貸付金の評価について評価通達により難い特別の事情は認められないとした上で、次のとおり判断し、貸付金の価額は、利息の定めがないことから元本の価額により評価するのが相当であるとしてしました。

各法人は、いずれも債務超過の状態が相当期間継続していたとはいえないばかりか、事業も順調で、営業

状況、資産状況が破たんしていることが明白であるといえるものではなく、弁済不能の状態にあったとは認められないから、貸付金について、評価通達205《貸付金債権等の元本価額の範囲》の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」には該当しない。

各法人の清算により回収した金額を超える部分に相当する金額を回収不能の金額として控除すべき旨の請求人の主張は、その評価をすべき前提を欠くこととなる上、そもそも回収不能の判断時期は、相続の開始時であり、本件相続に係る相続税の申告期限までに各法人を清算したとしても、当該清算の事実は相続開始日後の事情にすぎず、相続開始日現在の貸付金の評価額を左右するものではない。

《検索方法》【キーワード】F0-3-245

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、この情報は、TAINS 本体の判決・裁決等からリンクしており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができるほか、雑誌自体の検索も可能となっています。



1 税法データベース収録情報一覧 2019.3.31現在

	所得稅	法人稅	相続稅	消費稅	他國稅	地方稅	その他	計
判決	6,059	3,233	1,482	279	509	332	770	12,661
裁決	1,881	1,447	1,062	396	176	8	1	4,971
通達	3,515	4,771	1,974	730	19	0	643	11,652
相談事例	3,726	3,778	2,566	2,386	125	1	313	12,895
その他文書	0	0	0	0	0	0	80	80
行政文書	83	0	0	0	0	0	1,517	1,600
計	15,264	13,229	7,084	3,791	826	341	3,324	43,859

・裁決には、非公開裁決2,536件が含まれています。

・情報公開法に基づき開示された情報数は8,041件です。

2 収録期間

2019.3.31現在

国 税	収録期間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は平成30年11月2日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は平成30年10月19日まで
その他		判決・裁決

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

平成31年3月31日現在

会 別	2月末	3月		3月末	税 理 士 登録者数 31年3月31日	TAINS 加入割合
		入会	退会			
東 京	2,269	3	7	2,265	23,023	9.84%
東京地方	694	0	2	692	4,914	14.08%
千 葉 県	239	0	1	238	2,513	9.47%
関東信越	543	2	0	545	7,374	7.39%
近 畿	1,166	3	3	1,166	14,835	7.86%
北 海 道	191	0	1	190	1,859	10.22%
東 北	349	1	2	348	2,470	14.09%
名古屋	475	0	0	475	4,634	10.25%
東 海	327	1	0	328	4,383	7.48%
北 陸	156	0	0	156	1,427	10.93%
中 国	333	0	3	330	3,125	10.56%
四 国	160	2	0	162	1,617	10.02%
九州北部	281	1	0	282	3,280	8.60%
南九州	239	0	1	238	2,149	11.07%
沖 縄	72	0	0	72	425	16.94%
所属会計	7,494	13	20	7,487	78,028	9.60%
法人会員	11	1	0	12	3,963	0.30%
そ の 他	254	1	9	246		
合 計	7,759	15	29	7,745		

TAINS研修会のお知らせ

東北税理士会

日 時：令和元年6月4日（火）
13：30～16：30
会 場：ホテルメトロポリタン盛岡本館
（岩手県盛岡市）
講 師：川島雅 住吉真
テーマ：「事業承継税制の概要と注意すべき実務上のポイント」



- 発行日／2019年4月15日（VOL.25 通巻第218号）
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／高田 住男
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail：info@tains.or.jp
- HP：https://www.tains.org

税理士がつくる 税理士のためのデータベース

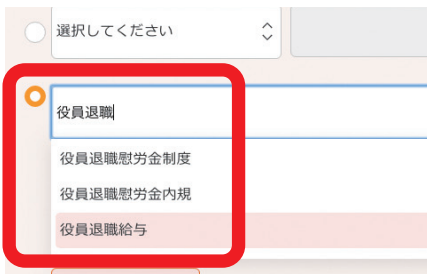
TAINS 6

生まれ変わったタインズ・シックス ぜひご体感下さい!!



進化した「タインズ・シックス」の新しい機能

新しく、使いやすくなった検索機能



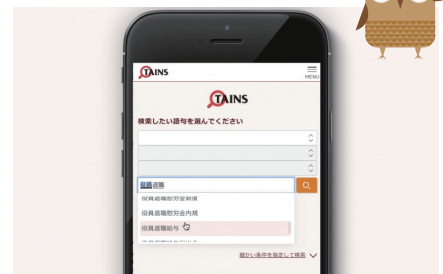
ワードを入力すると、TAINS キーワードの候補が提示され、最適な検索をサポートします。

外部と連携して進化していく横断検索



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

スマートフォンにも対応

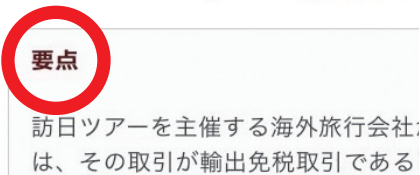


TAINS6はスマホやタブレットに対応しました。調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

税理士視点の「要点」

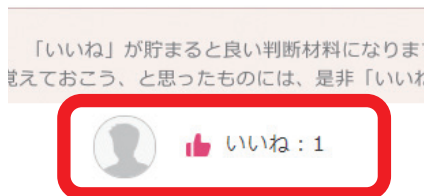


平成28年2月24日判決
【輸出免税/外国法人主催の訪日旅行】



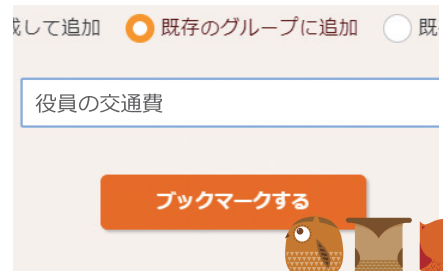
判決・裁決については、税理士視点による『要点』を新たに収録していきます。

税理士の集合知としての「いいね」



ユーザーである税理士の集合知によって、役立つ情報が一目でわかります。

便利なブックマーク



後から読み返したい情報はブックマークすることができます。

『タインズ・シックス』はサービス面でもバージョンアップしました。

■「無料お試し会員」もスタート



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応



新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度



ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。
FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士（法人）登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名／法人名	<input type="text"/>		
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的（メールニュース・研修等の TAINS からのお知らせ）の範囲内で適切に取り扱いたします。

※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID 及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
Mail: info@tains.or.jp HP: https://www.tains.org

税理士どうしの助け合い 心と心の寄り添い それが にちぜいきょうさい

昭和 28 年に西日本を襲った大水害、
被災した税理士の仲間を助けるべく立ち上がった「助け合いの精神」は、
66 年前の創立以来、弊会独自の「災害見舞金」制度と
「会務従事者見舞金支援」制度として
「にちぜいきょうさい」に引き継がれています。
これら見舞金制度を支えるのは、弊会ご案内の各制度にご加入の、
お一人おひとりにご負担いただいている制度運営費です。
一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、
ご自身の、そして仲間の万一の際の大きな助け合いにつながります。
心と心の寄り添い、それが「にちぜいきょうさい」です。
ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 石丸 修太郎 (北海道税理士会 顧問)

税理士はもちろん
職員の方でも
自分で加入できる
生命保障制度



税理士はもちろん
職員の方でも
自分で始められる
年金積立制度



旧個人年金保険料控除適用

税理士と配偶者
そしてそれぞれの
親のための
介護保障制度



要介護 2 以上で給付

税理士と配偶者が
一緒に加入する
夫婦の
生命保障制度



日本税理士共済会の創立記念日 10月26日は「税理士相互扶助の日」として記念日登録されています。



モバイルサイト

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F
電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323 e-mail jim@zeirishikyosai.com
ホームページはこちら→ <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。